

船橋市営住宅退去検査基準

船橋市営住宅条例(平成9年条例第11号)第41条の規定により、住宅監理員又は市長の指定する者が住宅の退去(明渡し)検査を実施する場合の基準は次のとおりとする。

検査箇所	検査基準
(1)公共料金の精算等	(1)電気、水道、ガス等の停止手続き及び精算がなされているか。
(2)畳	市へ修繕依頼せず入居者が取り換えを行う場合 (1)畳表は、取り替えられているか。ただし、入居期間が1年以内でかつ破損していない場合は裏返しを認める。
(3)襖	市へ修繕依頼せず退去者が張替えを行う場合 (1)襖は張り替えられているか。 (2)襖紙の規格は「新鳥の子」になっているか。 (3)襖紙は一室ごとに同一の柄模様を用いられているか。 (4)襖の破損はないか。
(4)内装	(1)壁、天井、床の破損はないか。
(5)鍵	(1)住戸用が3本あるか。 (2)外部倉庫用が2本あるか。 ただし、複製したもの、使用不能のものは含まない。
(6)玄関ドア	(1)ドアスコープ及びドアチェーンの破損がなく、機能が正常か。 (2)ドアクローザーの破損がなく、ドアの開閉機能が正常か。 (3)郵便受、牛乳受の破損がなく、機能が正常か。 (4)郵便物を全て撤去してあるか。
(7)郵便受(集合)	(1)破損がなく、機能が正常か。 (2)郵便物を全て撤去してあるか。
(8)ブザー	(1)破損がなく、機能が正常か。
(9)窓、サッシ戸等の建具	(1)ガラスの破損(ヒビ割れを含む)はないか。 (2)鍵が閉まるか。 (3)レールの破損はないか。 (4)便所、浴室等のドアの握り部分の著しいガタつきはないか。
(10)電気設備	(1)スイッチ、コンセント、電灯コード等の電気設備の破損はないか。 (2)電気設備の機能は正常か。 (3)電気の容量は復元されているか。
(11)給排水設備	(1)流し、便器、各種排水口の目皿等の給排水設備の破損はないか。 (2)給排水設備の機能は正常か。
(12)その他	(1)入居者の私物を全て撤去したか。

	(2)模様替、増改築部分の撤去及び復元はなされているか。 (3)入居者の責に帰すべき理由により生じた破損は補修してあるか。 (4)全ての私物撤去後の清掃を行っているか。
--	--

附 則

この基準は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年9月1日から施行する。